

政令第 号

宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

理由

宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。